

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月10日

【四半期会計期間】 第10期第3四半期(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

【会社名】 イー・ギャランティ株式会社

【英訳名】 e G u a r a n t e e , I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 江藤 公則

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 執行役員 経営管理部長 馬場 豊吉

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【電話番号】 03-5447-3577(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 執行役員 経営管理部長 馬場 豊吉

【縦覧に供する場所】 イー・ギャランティ株式会社 大阪支店  
(大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号)

イー・ギャランティ株式会社 九州支店  
(福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号)

イー・ギャランティ株式会社 名古屋支店  
(名古屋市西区牛島町六番1号)

株式会社ジャスダック証券取引所  
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第9期 第3四半期連結 累計期間	第10期 第3四半期連結 累計期間	第9期 第3四半期連結 会計期間	第10期 第3四半期連結 会計期間	第9期
会計期間		自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高	(千円)	1,956,168	2,339,767	725,738	808,171	2,703,318
経常利益	(千円)	359,898	418,873	136,694	133,211	482,957
四半期(当期)純利益	(千円)	203,541	230,779	77,026	71,321	272,118
純資産額	(千円)			2,187,849	2,595,065	2,261,069
総資産額	(千円)			3,983,918	4,578,470	4,348,162
1株当たり純資産額	(円)			88,683.98	102,011.28	92,078.85
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	10,076.32	11,424.64	3,813.21	3,530.68	13,471.19
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)		11,304.53		3,491.74	
自己資本比率	(%)			45.0	45.0	42.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	494,337	259,464			829,311
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	566,274	847,003			1,069,622
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	389,000	94,467			388,808
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)			2,383,192	1,721,556	2,214,627
従業員数	(名)			79	86	80

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第9期、第9期第3四半期連結累計期間及び第9期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当社グループは、当第3四半期連結会計期間において匿名組合出資によりクレジット・インベストメント1号匿名組合を関係会社（連結子会社）といたしました。

## 3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 所有又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) クレジット・インベストメント1号匿名組合 (注)1,2	東京都 中央区	250,000	企業の信用 リスクへの投資 (保証契約の締結等)	-	当社より匿名組合出資を受け入れております。 当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。

(注)1 特定子会社であります。

2 当該匿名組合は、クレジット・インベストメント1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が50%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日)」を適用し、子会社としております。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	86
---------	----

(注)1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数は就業人員であり、また臨時従業員の総数については従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	86
---------	----

(注)1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2 従業員数は就業人員であり、また臨時従業員の総数については従業員数の100分の10未満のため記載を省略しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

該当事項はありません。

#### (2) 受注実績

該当事項はありません。

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の商品別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名	金額(千円)	前年同期比(%)
事業法人向け保証サービス	包括保証		
	売上高課金方式	140,022	91.8
	限度額課金方式	475,514	119.1
	個別保証	169,296	114.5
	小計	784,832	112.2
金融法人向け保証サービス	-	23,338	89.8
合計	-	808,171	111.4

(注)上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書及び第2四半期報告書に記載した事業等のリスクについては、重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間における、経営上の重要な契約等は次のとおりであります。

当社は、平成21年10月30日開催の取締役会において、クレジット・インベストメント1号合同会社を営業者とする匿名組合への出資を決議し、平成21年10月30日に匿名組合出資契約を締結いたしました。

その主な内容は次のとおりであります。

#### (1) 匿名組合出資の目的

当該匿名組合は信用リスクへの投資を目的として組成されたものであり、当社は、信用リスク流動化の受け皿を多様化すること、匿名組合出資を通じて、実質的に信用リスクを当社で引受けることを目的として、当該匿名組合に出資しております。

#### (2) 匿名組合の概要

営業者	クレジット・インベストメント1号合同会社
組成年月	平成21年10月30日
事業の内容	企業の信用リスクへの投資(保証契約の締結等)
匿名組合出資の総額	250,000千円

#### (3) 匿名組合出資の概要

当社の出資額	125,000千円
当社の出資割合	50%
出資年月	平成21年11月6日

(4)資金調達の方法

手元資金によります。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1)経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、アジア向けを中心とした輸出関連の回復や景気対策の効果などにより一部に持ち直しの動きが見られましたが、雇用情勢の悪化や設備投資の低迷などにより景気の二番底が懸念されており、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く環境としましては、企業の法的倒産件数は依然として高水準の状態にあり、倒産の主因別内訳では、販売不振、売掛金回収難等、不況型倒産が8割以上を占めております(帝国データバンク調べ)。当社が保証を行なう中小企業については、民間金融機関の貸出残高が伸び悩む一方、信用保証協会の保証債務残高や代位弁済額は高水準のまま横ばいの傾向を示すなど、予断を許さない状況が続いており、収益環境・資金調達環境ともに厳しい状況が継続しております。

このような環境下、営業面では売掛債権保証サービスを中心に、当社サービスへの問合せ数は堅調に推移いたしました。一方で、不況期および今後の景気回復局面に備えるべく、当社が保有する既存リスクポートフォリオの入替を継続して進めました。とりわけ、倒産が多発する業種に対しては審査基準のタイムリーな見直しやリスク・リターンに見合った価格の設定等を通じたリスク資産の入替を積極的に進め、新規のリスク引受けについては引き続き厳格なリスク審査方針を堅持することで更なるリスクポートフォリオの優良化に努めました。

また、リスク移転手法の多様化の一環として、新たなリスク移転先を加えるべく、信用リスク投資を目的としたファンドへの出資を行ない、将来の景気拡大に対応する信用リスク受託の基盤を整えました。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間における業績は、売上高808,171千円(前年同期比11.4%増加)、営業利益129,918千円(前年同期比3.3%減少)、経常利益133,211千円(前年同期比2.5%減少)、四半期純利益71,321千円(前年同期比7.4%減少)となりました。

商品別の業績は次のとおりであります。

事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにおいては、新たに双日インシュアランス(株)、オリックス(株)、オリックス・アルファ(株)と業務提携を行なうことで、今後の営業基盤の強化を図りました。

以上の結果、当該サービスに係る売上高は、784,832千円(前年同期比12.2%増加)となりました。

金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにおいては、引き続き様々な金融機関に対し営業活動を行ないました。

以上の結果、当該サービスに係る売上高は、23,338千円(前年同期比10.2%減少)となりました。

(2)財政状態の分析

資産の部

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べて5.3%増加し、4,578,470千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1.3%増加し、3,778,614千円となりました。これは、現金及び預金が156,929千円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて29.1%増加し、799,855千円となりました。これは、無形固定資産が184,958千円増加したことなどによります。

#### 負債の部

負債合計は、前連結会計年度末に比べて5.0%減少し、1,983,404千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べて5.5%減少し、1,934,651千円となりました。これは、未払法人税が116,255千円、前受金が29,691千円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて20.1%増加し、48,752千円となりました。これは、役員退職慰労引当金が9,175千円増加したことなどによります。

#### 純資産の部

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて14.8%増加し、2,595,065千円となりました。これは、利益剰余金が200,479千円、少数株主持分が124,976千円増加したことなどによります。

### (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、第2四半期会計期間末と比べ606,504千円減少し、1,721,556千円となりました。

当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、168,582千円(前年同期比63.6%)となりました。主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益133,211千円及び前受金の増加額84,773千円等であります。一方、主な減少要因は、法人税等の支払額114,787千円等であります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は、900,048千円(前年同期は1,083,203千円の増加)となりました。主な減少要因は定期預金の純増加額900,000千円であります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は、124,960千円(前年同期はゼロ)となりました。主な増加要因は、少数株主からの出資受入による収入125,000千円等であります。

当第3四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末と比べ493,070千円減少し、1,721,556千円となりました。

当第3四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、259,464千円(前年同期比52.5%)となりました。主な増加要因は、税金等調整前四半期純利益418,873千円、前払費用の減少額55,305千円及び未収入金の減少額56,395千円等であります。一方、主な減少要因は、法人税等の支払額295,637千円、前受金の減少額29,691千円等であります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は、847,003千円(前年同期比149.6%)となりました。主な減少要因は、定期預金の純増加額650,000千円、無形固定資産の取得による支出187,995千円であります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果増加した資金は、94,467千円（前年同期比24.3%）となりました。主な増加要因は、少数株主からの出資受入による収入125,000千円等であります。一方、主な減少要因は、配当金の支払額30,002千円であります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5)研究開発活動

該当事項はありません。

(6)経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く環境として、依然として先行き不透明な状況が続くと思われま。景気の二番底懸念を払拭することはできておらず、倒産件数も引き続き高水準で推移するものと考えております。

こうした状況下、当社グループは、独自の審査力を強化すると共に、不況下における顧客ニーズに応える商品開発や営業活動を強化いたします。一方で、先行き不透明な経済環境を鑑みて、引き続き慎重にリスク受託を進めつつ、リスクに見合った引受け料率の提示を徹底し、一層のリスクポートフォリオの優良化を図ります。これらの取り組みを通じて、倒産件数が高水準にある中においても堅調な成長を図ると共に、倒産件数が減少し、安定的に推移する時期におけるリスク受託の拡大を目指します。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	39,200
計	39,200

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,202	20,202	ジャスダック 証券取引所	当社は単元株式数を 定めておりません。
計	20,202	20,202		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年10月31日臨時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	528
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	528(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年11月1日～平成26年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 90,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

##### (注)1 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。

## 2 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権の行使に伴うものを除く）を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

## 3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

定年により、従業員が退職する場合

任期途中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/2（役員は1/3）を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下であるときはこの限りでない。

(役員)

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成22年11月1日から平成23年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(従業員)

平成20年11月1日から平成21年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 平成19年9月25日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	190
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日～平成26年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

## (注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

## 2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額又は} \text{処分する自己株式数}}{\text{1株当たり処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

## 3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

任期途中で、取締役を退任した場合

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約

に定めるところによる。

#### 4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- （1）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- （2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- （3）新株予約権の行使に際して出資される財産の金額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記（2）にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- （4）新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- （5）譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- （6）その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

#### 平成19年9月25日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日～平成25年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 株式の数の調整

新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1 株である。

当社が株式分割（株式無償割当を含む、以下同じ）又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は} \times \text{1株当たり払込金額又は} \text{処分する自己株式数} \times \text{1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

定年により、従業員が退職する場合

任期途中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた

場合に限るものとする。

- ( 1 ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ( 2 ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- ( 3 ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記( 2 )にしたがって決定される株式の  
数を乗じて得られる金額とする。
- ( 4 ) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- ( 5 ) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ( 6 ) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

## 平成20年10月16日開催の取締役会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	136,353(注)2
新株予約権の行使期間	平成23年10月17日～平成27年10月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136,353 資本組入額 68,177
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

## (注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

## 2 払込金額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時下を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は処分する自己株式数} \times \text{行使価額又は1株当たり処分金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。  
 ただし、次の場合はこの限りではない。  
 任期満了により、取締役または監査役を退任する場合  
 取締役または監査役を解任された場合（ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く）  
 任期途中で、取締役を退任した場合
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。
- (3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
 再編対象会社の普通株式とする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
 組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記(2)に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
 残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年10月1日～ 平成21年12月31日	2	20,202	180	1,048,755	180	458,755

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。



(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年9月30日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,200	20,200	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	20,200		
総株主の議決権		20,200	

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	168,000	189,200	221,000	328,000	283,000	280,000	265,000	244,900	252,000
最低(円)	130,100	155,000	172,000	209,800	259,100	246,000	204,000	182,500	205,500

(注) 最高・最低株価はジャスダック証券取引所における株価を記載しております。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次の通りであります。

なお、当社は、環境の変化に迅速かつ的確に対応し、効率的な業務運営を行う目的で、平成21年7月1日より執行役員制度を導入しております。

#### (1) 新任役員

該当事項はありません。

#### (2) 退任役員

該当事項はありません。

#### (3) 役職の異動

新役名及び職名		旧役名及び職名		氏名	異動年月日
常務取締役	執行役員 経営管理部長	常務取締役		馬場 豊吉	平成21年7月1日
取締役	執行役員 営業一部長	取締役	営業一部長	加藤 和彦	平成21年7月1日
取締役	執行役員 営業部長	取締役	執行役員 営業一部長	加藤 和彦	平成22年1月1日

(ご参考) 上記以外の執行役員は、下記の通りであります。

役名	氏名	職名	就任年月日
執行役員	邨井 望	経営企画室長	平成21年7月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5 3,471,556	5 3,314,627
売掛金	12,186	8,421
前払費用	1 219,598	1 274,904
繰延税金資産	43,199	43,199
未収入金	27,551	83,947
その他	4,522	3,734
流動資産合計	3,778,614	3,728,834
固定資産		
有形固定資産	2 40,957	2 49,265
無形固定資産	197,179	12,221
投資その他の資産		
投資有価証券	494,439	5 493,137
その他	67,279	64,702
投資その他の資産合計	561,718	557,839
固定資産合計	799,855	619,327
資産合計	4,578,470	4,348,162
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	95,267	76,372
未払法人税等	68,468	184,724
保証履行引当金	21,903	5,027
賞与引当金	33,497	49,283
前受金	3 1,621,129	3 1,650,820
その他	94,386	80,260
流動負債合計	1,934,651	2,046,487
固定負債		
役員退職慰労引当金	43,357	34,182
その他	5,395	6,422
固定負債合計	48,752	40,604
負債合計	1,983,404	2,087,092
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,048,755	1,048,575
資本剰余金	458,755	458,575
利益剰余金	553,321	352,842
株主資本合計	2,060,831	1,859,992
新株予約権	26,331	18,150
少数株主持分	507,902	382,926
純資産合計	2,595,065	2,261,069
負債純資産合計	4,578,470	4,348,162

(2)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	1,956,168	2,339,767
売上原価	950,988	1,204,087
売上総利益	1,005,179	1,135,679
販売費及び一般管理費	654,058	725,064
営業利益	351,121	410,615
営業外収益		
受取利息	9,736	8,456
その他	40	-
営業外収益合計	9,776	8,456
営業外費用		
支払手数料	1,000	-
支払利息	-	198
営業外費用合計	1,000	198
経常利益	359,898	418,873
特別損失		
固定資産除却損	514	-
特別損失合計	514	-
税金等調整前四半期純利益	359,383	418,873
法人税等	163,647	188,118
少数株主損失( )	7,805	23
四半期純利益	203,541	230,779

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	725,738	808,171
売上原価	361,010	432,044
売上総利益	364,728	376,126
販売費及び一般管理費	230,331	246,208
営業利益	134,396	129,918
営業外収益		
受取利息	2,265	3,356
その他	32	-
営業外収益合計	2,298	3,356
営業外費用		
支払利息	-	63
営業外費用合計	-	63
経常利益	136,694	133,211
税金等調整前四半期純利益	136,694	133,211
法人税等	61,929	60,727
少数株主利益又は少数株主損失( )	2,261	1,162
四半期純利益	77,026	71,321

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	359,383	418,873
減価償却費	12,572	11,369
株式報酬費用	8,870	8,181
保証履行引当金の増減額(は減少)	1,449	16,875
賞与引当金の増減額(は減少)	20,767	15,786
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	8,748	9,175
受取利息	9,736	8,456
固定資産除却損	514	-
売上債権の増減額(は増加)	2,308	3,764
仕入債務の増減額(は減少)	16,219	18,895
前払費用の増減額(は増加)	50,640	55,305
未収入金の増減額(は増加)	69,260	56,395
前受金の増減額(は減少)	241,318	29,691
その他	21,438	12,338
小計	665,235	549,711
利息の受取額	4,391	5,589
利息の支払額	-	198
法人税等の支払額	175,289	295,637
営業活動によるキャッシュ・フロー	494,337	259,464
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額(は増加)	50,000	650,000
有形固定資産の取得による支出	8,809	6,201
無形固定資産の取得による支出	3,326	187,995
投資有価証券の取得による支出	491,680	-
敷金の差入による支出	12,457	2,807
投資活動によるキャッシュ・フロー	566,274	847,003
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
少数株主からの出資受入による収入	389,000	125,000
リース債務の返済による支出	-	890
ストックオプションの行使による収入	-	360
配当金の支払額	-	30,002
財務活動によるキャッシュ・フロー	389,000	94,467
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	317,063	493,070
現金及び現金同等物の期首残高	2,066,129	2,214,627
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,383,192	1,721,556

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 当第3四半期連結会計期間において、クレジット・インベストメント1号匿名組合に出資し、当該匿名組合を連結の範囲に含めております。  (2) 変更後の連結子会社の数 2社

【四半期連結財務諸表作成にあたり適用した簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
繰延税金資産の算定方法	当社の繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。



【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>1 前払費用                      主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 39,986千円</p> <p>3 前受金                      当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。</p> <p>4 偶発債務                      保証債務 96,668,100千円                      当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。なお、これに係わる保証債務のうち89,494,370千円については金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p> <p>5 担保資産                      担保に供されている資産について、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるもの                      現金及び預金(定期預金) 600,000千円</p>	<p>1 前払費用                      同左</p> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額 31,653千円</p> <p>3 前受金                      同左</p> <p>4 偶発債務                      保証債務 93,711,990千円                      当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。なお、これに係わる保証債務のうち92,031,710千円については金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p> <p>5 担保資産                      担保に供している資産は次のとおりであります。                      現金及び預金(定期預金) 600,000千円                      投資有価証券(国債) 493,137千円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>給与手当 231,358千円</p> <p>賞与引当金繰入額 36,067千円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 8,748千円</p>	<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>給与手当 260,145千円</p> <p>賞与引当金繰入額 33,497千円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 9,175千円</p>

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>給与手当 80,322千円</p> <p>賞与引当金繰入額 13,353千円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 3,003千円</p>	<p>販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>給与手当 84,978千円</p> <p>賞与引当金繰入額 12,438千円</p> <p>役員慰労引当金繰入額 3,129千円</p>

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成20年12月31日現在)	現金及び現金同等物の当第3四半期連結累計期間末残高と当第3四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年12月31日現在)
現金及び預金 2,983,192千円	現金及び預金 3,471,556千円
預入期間が3か月超の定期預金 600,000 "	預入期間が3か月超の定期預金 1,750,000 "
現金及び現金同等物 2,383,192千円	現金及び現金同等物 1,721,556千円

## (株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	20,202

## 2 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当第3四半期 連結会計期間 末残高(千円)
			前連結会計 年度末	当第3四半 期連結累計 期間増加	当第3四半 期連結累計 期間減少	当第3四半 期連結会計 期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての 新株予約権						26,331
合計							26,331

(注) 当第3四半期連結会計期間末残高のうち、新株予約権を行使することができる期間が到来していない新株予約権の残高は22,775千円であります。

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	30,300	1,500	平成21年3月31日	平成21年6月24日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社及び連結子会社の事業は、信用保証事業ならびにこれらの付帯業務の単一事業であります。従って、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはクレジット・デフォルト・スワップ取引を行っていますが、債務保証に準じた処理を行っているため、デリバティブ取引に関する注記として記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 3,517千円

## (1株当たり情報)

## 1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
102,011円28銭	92,078円85銭

## 2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

## 第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益 10,076.32円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益 11,424.64円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 11,304.53円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	203,541	230,779
普通株式に係る四半期純利益(千円)	203,541	230,779
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	20,200	20,200
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(千円)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		215
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第1～4回ストック・オプション この概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

## 第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純利益 3,813.21円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり四半期純利益 3,530.68円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 3,491.74円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	77,026	71,321
普通株式に係る四半期純利益(千円)	77,026	71,321
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	20,200	20,200
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳(千円)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		225
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	第1～4回ストック・オプション この概要は「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

イー・ギャランティ株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月8日

イー・ギャランティ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勝 又 三 郎 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。